

つながるWi-Fiパックに関する利用規約

つながるWi-Fiパック(以下、「本サービス」という。)は、浜松ケーブルテレビ株式会社(以下、当社という。)が提供するサービスであり、本サービスの提供を受ける者(以下、「契約者」という。)との間に結ばれる利用規約は、以下の条項によるものとします。

(利用規約の適用)

- 第1条** 当社は、つながるWi-Fiパック利用規約(以下、「本規約」という。)を定め、これにより本サービスを提供します。
- 2 本規約に定めのない事項については、当社インターネット接続サービス契約約款を適用します。
 - 3 当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。

(加入の条件)

- 第2条** 本サービスは、当社のインターネット接続サービス契約者が対象です。
- 2 本規約に同意し、当社が別に定める手順で加入申込を行うものとします。

(本サービスの内容)

- 第3条** 当社が所有するWi-Fi端末を契約者へ貸与し、当社のインターネット接続サービスとWi-Fi端末を接続して、端末の有する規格に対応した契約者所有の電子機器と相互接続するサービスです。
- 2 1契約で、Wi-Fi端末を1台貸与します。また契約者は当社と別途追加契約を締結することで、Wi-Fi端末(子機)の貸与を受けられます。
 - 3 当社は本規約に定めるWi-Fi端末の販売は行いません。

(サービス利用契約の成立)

- 第4条** 本サービスへの加入申込をしようとする者はあらかじめ本規約が適用されることを承諾したうえで、当社の指定する方法により加入申込を行い、当社がこの申込に対し承諾することにより、サービス利用契約が成立するものとします。
- 2 サービス提供開始日は、当社が契約者より指定された場所に端末を設置した日とします。
 - 3 当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社のサービス提供が技術的な理由等により困難な場合。
 - (2) 当社の料金支払いが滞っている場合。または、過去にその事実があった等、滞る恐れがある場合。
 - (3) 当社の業務遂行上支障があるなど、不相当と判断したとき。

(料金の適用)

- 第5条** 本サービスの利用にかかる料金は、本規約の料金表に定めるところによります。
- 2 当社は、第4条2項に定めるサービス提供開始日が属する月の翌月より月額利用料を契約者に請求するものとし、日割りによる請求は行いません。

(契約者が行う解約)

- 第6条** 契約者は、本サービス契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により当社にその旨を申し出るものとします。また、本契約は契約者に貸与された全てのWi-Fi端末本体が当社へ返却された日が属する月の末日をもって解除されるものとします。
- 2 契約者が当社のインターネット接続サービス契約を解除した場合、本サービスも解除されるものとします。

(当社が行う契約の解除)

- 第7条** 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。
- (1) 当契約およびその他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 契約者が本規約もしくはインターネット接続サービス契約約款に反する行為を行ったとき。
 - 2 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

(本サービスの廃止および変更)

第8条 当社は、契約者に対し事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部を廃止、もしくは変更することができるものとします。

(Wi-Fi端末の貸与)

第9条 当社は、契約内容に基づき契約者に対しWi-Fi端末を貸与します。

- 2 当社が本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は当社が指定する者が行うものとします。
- 3 契約者は、Wi-Fi端末の維持管理を行い、解約する場合は当社の指定する方法で当社へ返却するものとします。なお、契約者は故意または過失によりWi-Fi端末等を故障、破損させた場合や紛失させた場合は、本規約の料金表に定める機器弁済金を当社に支払うものとします。
- 4 Wi-Fi端末の利用にあたり必要となる電気料金は契約者が負担するものとします。

(保証)

第10条 当社は、指定業者による引渡し時において、Wi-Fi端末をその目的に従った利用をした場合に正常に機能することのみを保証します。なお、契約者所有の電子機器における通信状況や通信速度等の改善を保証するものではありません。

- 2 当社は、契約者が本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障、毀損等が生じた場合に限り、当社負担でWi-Fi端末の修理もしくは交換を行います。

(責任の範囲)

第11条 当社は、契約者が本サービスの利用に起因する損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害)を負うことがあっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

附則 この規約は2021年10月1日より施行します。

【料金表】

1 工事費用

項目	金額
Wi-Fi端末設置費用(親機)	5,500円
Wi-Fi端末設置費用(子機追加費用)	3,300円/台
Wi-Fi端末撤去費用	2,200円/式

2 利用料(月額)

項目	金額
Wi-Fi端末	330円/台

3 機器弁済金

項目	金額
Wi-Fi端末	10,000円/台

※弁済金は、不課税となります。

表記の金額は、特記がある項目を除き全て税込価格です。